障害のある人への合理的配慮の提供等の周知について

茨城県福祉部障害福祉課より下記のとおり情報提供がありましたのでお知らせします。

1　障害者の差別解消に関すること

（1）「障害者への合理的配慮の提供」「ヘルプマーク」についての周知

・ホームページや会報への掲載、多くの方が利用する場所へのポスターの掲示

・会議や研修等での啓発チラシの配布

← 県ＨＰへのリンク

← 内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」へのリンク

← 県ＨＰへのリンク

（2）相談窓口「茨城県障害者差別相談室」の活用

・県では、障害者への差別解消に向け、別添のとおり相談窓口を設置しております。
合理的配慮の提供についてご不明な点がありましたら、ご相談ください。
具体的な事例の紹介や対応についてのアドバイスなどを行っています。

・職員研修などへの講師派遣も実施しております。

← 「障害者差別相談室」ＨＰへのリンク

（３）職員等への研修等の実施

・障害を理由とした差別的な対応の防止や、合理的配慮の提供について、職員向けの研修会等の実施をお願いします。

・（２）により、講師を派遣いたしますので、研修会等の開催と併せて検討をお願いします。なお、派遣に係る費用は無料です。

← 県ＨＰ「講師派遣依頼」へのリンク

２　障害者の自立及び社会参加の促進に関すること

（１）共同受発注センターの活用

・就労継続支援Ｂ型事業所では、除草作業や事務用品の製造、お弁当の製造など、様々な業務にチャレンジしています。

・県では、「茨城県共同受発注センター」を設置し、就労継続支援Ｂ型事業所との仕事のマッチングなどを行っています。
ご相談は無料ですので、ぜひご活用ください。

← 「茨城県共同受発注センター」ＨＰへのリンク

(2)障害者雇用推進アドバイザーの活用、優良企業の認証

・県では、いばらき就職支援センターに「障害者雇用推進アドバイザー」を配置し、障害者のための仕事の切り出しなどへのアドバイスを行っています。
障害のある人の雇用にあたって、ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

・また、障害者雇用優良企業の認証も行っています。

← 県ＨＰ「障害者雇用創出・支援事業」ＨＰへのリンク

← 県ＨＰ「障害者雇用優良企業認証」ＨＰへのリンク